

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	イフジ産業株式会社		コード	2924
提出日	2023/6/1	異動（予定）日	2023/6/28	
独立役員届出書の提出理由	(1) 監査等委員会設置会社移行に伴い社外監査役 渡邊明治氏・近藤隆志氏が社外取締役となるため (2) 新任の社外取締役を独立役員に指定するため (3) 独立役員である社外監査役 高宮哲郎氏が退任するため (4) 現任の独立役員の選任理由の記載の整備を行うため			
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意										
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし									
1	川原正孝	社外取締役	○													○										有	
2	中川正裕	社外取締役	○														△									訂正・変更	有
3	渡邊明治	社外取締役	○																				○		新任	有	
4	近藤隆志	社外取締役	○																				○		新任	有	
5	榎本美穂	社外取締役	○																				○		新任	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社取引先である株式会社ふくやの業務執行者です。	川原正孝氏は、永年にわたり福岡県を代表する食品会社である株式会社ふくやの経営トップを務めており、企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営を監督するとともに、当社の経営全般に助言をすることによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するため、社外取締役に選任すると同時に、独立役員として指定します。なお、株式会社ふくやと当社との間には当社製品売買の取引がありますが、その取引額は年額50万円未満、当社売上高の0.1%未満と僅少であり、またその取引条件は通常の取引先と同様です。従って、同氏は制約を受けることなく社外取締役として客観的な立場から業務を遂行でき、また、一般株主と利益が相反することなく、独立役員としてふさわしいと判断しております。
2	過去において、当社取引先である九電ビジネスソリューションズ株式会社の業務執行者でした。	中川正裕氏は、銀行・事業会社等、幅広い業種の企業経営や経済団体への参画に基づく豊富な経験と高い見識を有しております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般に助言をするとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与するため、社外取締役に選任すると同時に、独立役員として指定します。なお、同氏が過去に代表取締役社長を務めていた九電ビジネスソリューションズ株式会社（現 Qsol株式会社）と当社との間には、情報セキュリティに関する取引がありますが、その取引額は年額50万円未満、当社売上高の0.1%未満と僅少であり、またその取引条件は通常の取引先と同様です。従って、同氏は一般株主と利益が相反することなく、独立役員としてふさわしいと判断しております。
3	該当なし	渡邊明治氏は、銀行の国際業務部門や経営コンサルティング会社等での業務経験に加え、教育機関で金融論等の教鞭を取るなど、幅広い知見を有しております。その経験と高い見識に基づき、当社の監査体制やコンプライアンスの強化に寄与するため、監査等委員である社外取締役に選任すると同時に、独立役員として指定します。なお、同氏が過去に在籍していた株式会社西日本相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）と当社との間に取引関係はありません。従って、同氏は一般株主と利益が相反することなく、独立役員としてふさわしいと判断しております。
4	該当なし	近藤隆志氏は、九州松下電器株式会社（現 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社）の専務取締役を務めた経験を有しております。その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対して助言を得るため、監査等委員である社外取締役に選任するとともに、独立役員として指定します。なお、同社と当社との間に取引関係はありません。従って、同氏は一般株主と利益が相反することなく、独立役員としてふさわしいと判断しております。
5	該当なし	榎本美穂氏は、弁護士としての高度な知識と豊富な実務経験を有しております。専門的見地から当社の監査の充実やコンプライアンスの強化に寄与するため、監査等委員である社外取締役に選任すると同時に、独立役員として指定します。なお、同氏と当社との間に、当社取締役となること以外に取引関係はなく、また、同氏が代表を務める榎本法律事務所と当社との間に取引関係はありません。従って、同氏は一般株主と利益が相反することなく、独立役員としてふさわしいと判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであるにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。